

新発田市飲食店感染防止対策補助金のご案内 申請の手引き

◆申請受付期間：

令和4年6月6日（月）～令和4年8月31日（水）

※予算なくなり次第受付終了

◆目次

- | | |
|----------------------|------|
| 1.新発田市飲食店感染防止対策補助金とは | P2,3 |
| 2.申請方法 | P4 |

1.新発田市飲食店感染防止対策補助金とは

趣旨

新型コロナウイルス感染症が広がる中、お客様に安心して飲食を楽しんでいただくために、新型コロナウイルス感染防止対策認証飲食店様向けに、衛生設備等購入に係る費用の一部を市が補助します。

対象者

市内に本店・本社等をおく法人または個人事業主であり、「**新型コロナウイルス感染防止対策認証飲食店**」に認定(注)されている市内店舗を有する方

(注)これから新型コロナウイルス感染防止対策認証を申請される方については、認証を前提に相談を受け付けております。

補助内容

感染防止対策を目的とした設備の導入に係る費用の**2分の1**

※千円未満を切り捨てとし、上限は**20万円**です。

※新潟県感染症対策認証店舗設備導入支援補助金(以下、県補助金)を受け取っている場合は、導入費用から県補助金額を差し引いた金額の2分の1

対象設備

県補助金で認められている感染防止を目的とした設備で、以下のどちらかに該当する設備

- ①令和4年1月6日以降に県補助金の交付決定を受けた設備
- ②令和4年6月6日以降に新たに購入する設備

※市内の店舗に設置する設備に限ります。

※詳しくは別表をご覧ください。

※県補助金の補助対象外経費は、本補助金でも対象になりません。

※消耗品、廃棄処分代、消費税および地方消費税は対象外です。

※補助対象経費のうち、本補助金を充当した部分について、さらに国や県、市町村等の補助を受けることはできません。

※補助対象経費のうち、既に他の補助金で充当した部分について、本補助金での補助を受けることはできません。

別表（補助対象経費）

県補助金の主な対象経費は以下の表のとおりです。

<施設改修>

用途	主な具体例
接触防止	対人距離確保（フィジカルディスタンス）のための間仕切り工事・レイアウト変更工事、窓設置工事、感染症の拡散防止や接触箇所を減らすトイレの改修（トイレの洋式化や自動洗浄機能付きへの改修等） など

<設備整備>

用途	主な具体例
接触防止	キャッシュレス決済端末（ソフトウェア含む）、キャッシュレス決済のために利用するIT機器、飛沫感染防止パネル・パーテーション（目を覆う高さ以上のもの）、自動水栓（洗面台は対象外）、自動ソープディスペンサー（手洗い石鹸用等）、消毒液ボトル設置台（足踏み式等）、ソーシャルディスタンスサイン など
換気・加湿	換気設備（必要換気量を満たすもの）、空気循環サーキュレーター、網戸、HEPAフィルター付き空気清浄機（風量毎分5m ³ 以上のもの）、換気機能や空気清浄機能（ウイルス対応可能なもの）を持つエアコン、加湿器 など
衛生管理	非接触型検温器、オートディスペンサー、二酸化炭素濃度測定器、温度計 など

<対象外経費>

消耗品	マスク、手指消毒液、ペーパータオル、石鹸、使い捨て手袋 など
保守・廃棄処分費	設備導入に必ずしも必要な費用でないため、対象外です。
一般的なエアコン	換気機能や空気清浄機能（ウイルス対策可能）以外は対象外です。
手指消毒液生成器	手指消毒液が対象外のため、これを生成する機器も対象外です。
空間除菌機器	次亜塩素酸空間噴射機、オゾン発生器なども、県認証に必要でないため対象外です。
感染対策が目的でないもの	キャッシュレス決済以外の目的で使用するIT機器などは対象外です。

2.申請方法

その他注意事項

- ① 申請要件に該当しない事実や、不正等が発覚した場合は、支給の決定を取り消します。この場合、申請者は補助金を返還するとともに、補助金受領日から返還日までの日数に応じた加算金を支払うこととなります。不正受給は犯罪です。本補助金を利用した店舗以外の設備等が、本補助金を受給した店舗にあるように見せかけるなどの虚偽申請は行わないでください。
- ② 申請者に対して、実地検査を行い、対象設備等の確認や事実に関する報告を求めることがあります。

申請受付期間

令和4年6月6日(月)～令和4年8月31日(水)まで申請受付
※予算なくなり次第終了

申請方法

原則郵送申請

(感染防止対策の観点から、ご理解とご協力をお願いいたします)
※簡易書留など、郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。
※上記郵送方法を行わなかった場合の不利益(申請書が市に届かなかったなど)において、市は責任を負いかねます。
※恐れ入りますが、郵送料はご自身でご負担ください。

①宛先

〒957-8686

新発田市中央町3-3-3 ヨリネスしばた6階

新発田市商工振興課 商業・まちなか振興係 宛

②申請書等の入手方法

新発田市ホームページでの入手のほか、担当課窓口でもお配りしております。

問い合わせ先

新発田市商工振興課 商業・まちなか振興係
電話：0254-28-9650(担当課直通)